

平成28年度税制改正に関する要望と与党税制改正大綱の結果（速報）

要望事項	平成28年度与党税制改正大綱の内容 ※()内は大綱の該当ページ
1. 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現	
(1) 一般財源化により課税根拠を失った軽油引取税について旧暫定税率の廃止	・平成21年度に軽油引取税が一般財源化された際、税率水準の検討を行ったが、地球温暖化対策の観点、また国・地方の苦しい財政状況を踏まえて税率水準を維持することとされた経緯等を踏まえて、検討すべきとされており、要望は受け入れられなかった。
(2) 自動車税における営自格差見直し反対	・自動車税における営自格差の見直しは阻止することができた。
(3) 自動車税における環境性能課税（環境性能割）の軽減	・「自動車取得税については、消費税率10%への引上げ時である平成29年4月1日に廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割を平成29年4月1日から導入する」とされた。(P13～14、80) ・営自格差が設けられ、営業車の上限税率2%が維持されるとともに税率が引き下げられたことで、現行の自動車取得税より負担は軽減されることとなった。また、ASV(先進安全自動車)技術を備えるトラックに係る環境性能割について、現行の自動車取得税と同様の特例措置が平成29年4月1日から2年間維持されることとなった。(P80～85) ※税率等は別紙1参照
(4) 自動車重量税の道路特定財源化	・平成29年度税制改正における自動車重量税のエコカー減税の見直しとあわせ、「累次の与党税制改正大綱に則り、原因者負担・受益者負担としての性格等を踏まえる」とされた。(P14)
2. 法人実効税率引下げに伴う代替財源に係る中小企業への負担増大反対	・法人事業税における外形標準課税については、法人事業税に占める外形標準課税の割合を8分の5へ拡大することとされたが、外形標準課税の適用対象法人のあり方については「地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う」とされ、中小企業に対しては適用されなかった。(P4～5、58～60) ※標準税率は別紙2参照
3. 優遇措置の延長	
(1) 自動車税（グリーン化特例）の延長	・「基準の切り替えと重点化を行った上で1年間延長する」とされた。(P14、85～86) ※詳細は別紙2参照
(2) 環境関連投資促進税制（グリーン化投資減税）の延長	・適用期限は2年延長されることとなったが、車両運搬具（電気自動車、エネルギー回生型ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車）は税額控除の対象資産から除外された（特別償却は適用可能）。(P68～69)
(3) 雇用促進税制の延長	・適用の基礎となる増加雇用者数を無期雇用かつフルタイムの雇用者の増加数とした上で、適用期限が2年延長された。(P69～70)
(4) 少額資産即時償却の延長	・対象となる法人から常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人を除外した上で、適用期限が2年延長された。(P72)
4. トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について固定資産税の軽減措置の適用	・固定資産税の軽減措置の適用について、要望は受け入れられなかった。
5. トラック予約受付システムの導入等輸送の効率化を図る物流施設に対する割増償却等の特例措置の新設	・「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の認定を受けた事業者が、総合効率化計画に基づき取得した一定の家屋及び償却資産に対して、同法の改正を前提に、2年間に限り次の措置を講ずる」とされた（特定倉庫に係る固定資産税・都市計画税＝課税標準を最初の5年間1/2に軽減、当該特定倉庫の附属機械設備に係る固定資産税＝課税標準を最初の5年間3/4に軽減）。(P49)

平成28年度予算に関する要望と平成27年度補正予算案・平成28年度予算案の内容(速報)

要望事項	平成27年度補正予算案・平成28年度予算案の内容
1. 高速道路料金の更なる引下げ	<p>1. 平成27年度補正予算案</p> <p>平成27年度補正予算案については、平成27年12月18日に閣議決定され、平成27年度末で期限を迎える高速道路料金の大口・多頻度割引の最大割引率50%について、ETC2.0搭載車を対象に、平成28年度末まで継続するための予算として、256億円が措置された。</p> <p>※1 NEXCO(高速道路会社)において、従来のETC利用者に対する一定期間の経過措置を実施することから、平成28年4月から一定期間、従来のETC搭載車についても引き続き大口・多頻度割引が最大50%になる。</p> <p>※2 ETC2.0について、NEXCO(高速道路会社)、日本高速道路保有・債務返済機構において、業務用車両を中心に、数十万台規模(1台当たり1万円)の車載器の購入支援を実施予定。(詳細は平成28年2月頃に公表予定)</p> <p>2. 平成28年度予算案</p> <p>平成28年度予算案については、平成27年12月24日に閣議決定され、トラック運送事業関係では、以下の内容が措置された。</p> <p>①環境対応型ディーゼルトラック導入補助、大型CNGトラック導入補助(39.7億円) <環境省連携事業> ②EMS機器等の導入補助、大型シャーシの導入支援(40億円) <経済産業省連携事業> ③環境対応車普及促進対策事業(4.8億円) ④事故防止対策支援推進事業(10.3億円) ⑤自動車運送事業等の経営基盤強化(長時間労働抑制、中継輸送導入に向けた取組)(0.75億円)</p> <p>※上記①及び②については、平成28年度から地球温暖化対策税の税率が26銭上乗せされ2円80銭となることを踏まえ、昨年度比20億円増の約80億円が計上された。</p>
2. 高速道路のSA・PAにおける駐車スペースの整備・拡充	
3. 環境対策及び省エネ対策のための助成	
4. 交通安全対策のための補助	
5. 長時間労働抑制のための諸対策に係る補助・助成の拡充	
6. 北海道～本州間のフェリー等利用に対する補助・助成の創設	
7. 軽油インタンク新設に対する補助の継続等	

<現行の自動車取得税との比較>

※現行の自動車取得税におけるエコカー減税については平成21年排ガス規制NOx・PM10%低減車の税率を、環境性能割については平成28年排ガス規制適合または平成21年排ガス規制NOx・PM10%低減車の税率を記載。車両総重量3.5トン超のトラック・バスの例。

		2015年度(平成27年度)燃費基準					営業用トラック 税負担額
		未達成	達成	+5% 達成	+10% 達成	+15% 達成	
自動車取得税 (エコカー減税を反映)	営業用	2%	1.2%	0.8%	0.4%	0%	約70億円
	自家用	3%	1.8%	1.2%	0.6%	0%	
自動車税の 環境性能割 (H29.4～)	営業用	2%	1% (▲0.2%)	0.5% (▲0.3%)	0% (▲0.4%)	0%	約50億円
	自家用	3%	2%	1%	0%	0%	

<環境性能割におけるASV(先進安全自動車)特例の確保>

- 現行の自動車取得税において設けられているASV特例について、環境性能割においても、引き続き現行の内容のまま存置。
- ASV装置(衝突被害軽減ブレーキ等)を備える車両について、取得価額から350万円(1装置)、525万円(2装置)を控除。
- 燃費性能等に応じて軽減された税率とASV特例の両方を適用できることとする。

【参考】法人事業税における外形標準課税の拡大について

資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人の法人事業税の標準税率を以下のとおりとする。

		現行 (平成27年度)	改正案 (平成28年度～)
外形標準課税	付加価値割	0.72%	1.2%
	資本割	0.3%	0.5%
	所得割		
	年400万円以下の所得	3.1% (1.6%)	1.9% (0.3%)
	年400万円超800万円以下の所得	4.6% (2.3%)	2.7% (0.5%)
	年800万円超の所得	6.0% (3.1%)	3.6% (0.7%)

(注1) 所得割の税率右のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。
(注2) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割にかかる税率については、軽減税率の適用はない。

【参考】自動車税のグリーン化特例について

平成28年度に新車新規登録された自動車について、当該登録の翌年度に税率を軽減

					減免内容	
〈軽課〉	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減)、平成21年排出ガス規制適合の乗用車				概ね75%軽減	
	ガソリン車	平成17年排ガス規制75%以上低減	かつ	平成32年度燃費基準	10%以上達成	概ね75%軽減
				平成27年度燃費基準	20%以上達成	概ね50%軽減

現行のグリーン化特例(重課)の適用期限を1年延長する。

〈参考〉現行のグリーン化特例(重課)

〈重課〉	車齢11年超のディーゼル車 車齢13年超のガソリン車、LPG車 (電気自動車、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド自動車、メタノール自動車、一般乗合バス及び被けん引車を除く)	概ね15%重課
------	---	---------

※トラック(被けん引車を除く)及びバス(一般乗合バスを除く)については、概ね10%重課